

# 大分県報

令和元年  
第一四号  
六月二十一日

（金曜日）

## 目次

### 告示

- 一 令和元年度労働福祉等実態調査の実施……………
- 一 土地改良区の定款変更認可……………
- 一 指定予定保安林（二件）……………
- 二 道路区域の変更……………
- 二 道路の供用開始……………
- 二 竹田都市計画道路の変更に関する公聴会の開催……………
- 三 令和元年度登録販売者試験の実施……………

### ○告示

#### 大分県告示第七十三号

大分県統計条例（平成二十一年大分県条例第十四号）の規定に基づき、大分県労働福祉等実態統計（県基幹統計第九号）を作成するため、令和元年度大分県労働福祉等実態調査を次のとおり実施する。

令和元年六月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 調査の目的  
県内の民間事業所における労働条件や労働福祉等について、その実態と動向を把握し、今後の労働施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。
- 二 調査の対象  
統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に定める大分類のうち十五大産業（「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱

令和元年六月二十一日

大分県報（告示）

供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」に属する県内の事業所から任意に抽出した千事業所を対象とする。

### 三 調査の項目

事業所の現況、労働時間、休日休暇制度、育児・介護休業等制度、パートタイム労働者・派遣労働者、登用制度、退職金制度及び働きやすい環境づくり

### 四 調査の期日

令和元年六月三十日現在によって行う。

### 五 調査の方法

別に定める調査票を用いて行う。

### 六 その他

この調査は、大分県統計条例第二条第二項に規定する県基幹統計である。

#### 大分県告示第七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和元年六月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

土地改良区名

所在地

認可年月日

真玉町土地改良区

豊後高田市

令和元年六月二十一日

#### 大分県告示第七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和元年六月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

### 一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市蒲江大字森崎浦字阪本六六九番一七一、六六九番一八二、六六九番一九九、字天

場前八九八番四八、八九八番一〇〇、八九八番一〇一、八九八番一〇五

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第七十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和元年六月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市蒲江大字波当津浦字貝ノ浦七七二番二、七七二番二一、七七四番一三、七七四番一六、七八一番、七八二番一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字貝ノ浦七七二番二一(次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第七十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和元年六月二十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和元年六月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長
一般国道二一三号	豊後高田市羽根字中塚三二九四番一から豊後高田市羽根字中塚三一九四番六まで	前	三二・五メートル 一・一	二七五・四メートル
	豊後高田市羽根字中塚三二九四番一から豊後高田市羽根字中塚三一九四番八まで	後	三五・一 一・一・五	二七三・〇

大分県告示第七十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年六月二十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和元年六月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供 用 開 始 区 間	供用開始年月日
杵築市大字大内字堂面三八一四番三から	大分県知事 広 瀬 勝 貞	

大分県告示第七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、竹田都市計画道路の変更の案を作成するに当たり、都市計画法に基づく公聴会の開催手続等に関する規則（昭和四十四年大分県規則第五十七号）第二条の規定に基づき、公聴会を開催する。

同規則第四条の規定により、竹田市の住民及び利害関係人は、公述申出期限までに、知事に公述の申出をすることができる。なお、公述申出期限までに公述の申出がない場合は、公聴会を中止し、その旨を大分県庁ホームページに登載する。

令和元年六月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類

竹田都市計画道路

二 都市計画の変更に係る事項

竹田都市計画道路中三・四・二号竹田玉来線ほか一路線を次のとおり変更する。

名称	位置		変更の概要
	起 点	終 点	
三・四・二号 竹田玉来線	竹田市大字竹田字山手	竹田市大字玉来字玉来	一部区域の変更
三・五・七号 玉来吉田線	竹田市大字玉来字玉来	竹田市大字吉田字横枕	一部線形の変更 一部区域の変更

（区域は、別図のとおり）

三 公聴会の開催日時等

開催日時 令和元年七月二十五日 午後七時から

開催場所 竹田総合庁舎 三階大会議室

四 閲覧期間

令和元年六月二十一日から

令和元年七月五日まで

五 公述申出期限

令和元年七月五日まで

六 都市計画の変更の案の閲覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

竹田市大字会々千六百五十番地 竹田市建設課

（「別図」は、省略し、都市計画の変更の案の閲覧場所に図書を備え置いて閲覧に供する。）

○公 告

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の八第一項の規定により、次のとおり登録販売者試験を実施する。

令和元年六月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 試験の日時

令和元年十二月八日（日曜日）午前十時三十分から午後四時まで

二 試験の場所

大分市金池南一丁目五番一号

J・COMホルトホール大分

なお、受験者数によっては、次の場所も試験会場として使用する。

大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館二階正庁ホール及び新館十四階大会議室

大分市府内町一丁目五番三十八号

コンパルホール

三 試験方法

試験は、午前午後各二時間ずつとし、次の項目について行う。

1 午前の部（午前十時三十分から午後零時三十分まで）

(一) 医薬品に共通する特性と基本的な知識

(二) 人体の働きと医薬品

(三) 医薬品の適正使用と安全対策

2 午後の部（午後二時から午後四時まで）

(一) 主な医薬品とその作用

(二) 薬事に関する法規と制度

四 申請手続

1 提出書類

- (一) 受験申請書（氏名及び生年月日は、戸籍に記載されたとおりに記入すること。）
- (二) 写真台帳（申込前六月以内に撮影した正面、上半身、無帽、縦四センチメートル、横三センチメートルのもので、裏面に氏名及び生年月日を記載した写真を所定の場所に貼付すること。）

2 受験手数料

一万三千円を受験申請書提出の際に現金で納付すること。ただし、大分県内に居住又は勤務する者以外の者で郵送により提出する場合は、現金書留により納付すること。なお、納付された手数料は、返還しない。

3 提出先

- (一) 大分県内に居住又は勤務する者  
住所地又は勤務地を所管する保健所（保健部を含む。以下同じ。）に提出すること。

なお、郵送による提出は、受け付けない。

(二) 以外の者

大分県福祉保健部業務室（〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号）に提出すること。

なお、郵送により提出する場合は、必ず現金書留に同封すること。

4 提出部数

正本及び副本各一部。ただし、大分県福祉保健部業務室に提出する場合は、正本一部とする。

なお、副本は、正本の写しでよい。

五 申請受付期間

令和元年八月二十六日（月曜日）から九月六日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分までとする。

ただし、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限って受け付ける。

六 合格発表

1 発表日時

令和二年一月十五日（水曜日） 午前十時

2 発表方法

合格者の受験番号を大分県庁舎本館一階県政展示ホール内掲示板に掲示するとともに

に、大分県ホームページに掲載する。

なお、電話や電子メールによる合否の照会は、受け付けない。

3 合格者の通知

合格者には、合格通知書を申請書記載の住所に郵送する。

4 得点に関する開示

受験者本人から申出があった場合に限り、その者の得点を開示する。開示を希望する者は、合格発表日以後三十日以内に、受験票又は本人であることが確認できる運転免許証等を持参の上、大分県福祉保健部業務室において、開示請求を行うこと。

なお、電話による開示請求は、受け付けない。

七 注意事項

1 十一月月上旬に受験票を申請書記載の住所へ郵送するので、十一月十一日（月曜日）までに届かない場合は、大分県福祉保健部業務室に連絡すること。

大分県福祉保健部業務室 電話番号 ○九七―五〇六一―二六五〇

2 午前の部、午後の部とも、試験開始時刻を三十分経過した後は、試験室への入室を認めない。

3 試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に関係のあった者について、その受験を停止させ、又はその合格を無効とすることができる。

4 受験者用の駐車場はないので、公共交通機関等を利用すること。

5 その他の注意事項については、受験票に記載する。

八 その他

受験申請書及び写真台帳の様式並びに問合せ先及び受験申請書提出先の保健所の連絡先は、大分県福祉保健部業務室のホームページに掲載する。